

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」  
等の一部改正について

(令和3年2月26日 保医発0226第2号)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」  
等の一部改正について」等の一部訂正について

(令和3年4月30日)

別添1の第2章第10部第3節 K938を次に改める。

(1) 消耗性電極とは、1回又は2回以上の使用により消耗し、交換が必要となる電極をいう。なお、この加算は一連の手術について1回のみ算定する。

(2) 滲出液を持続的に吸引し切開創手術部位感染のリスクを低減させる目的のみで業事承認されている局所陰圧閉鎖処置用材料をCDC手術創クラスⅢ以上に相当する術後縫合創に対して使用した場合は、区分番号「K938」体外衝撃波消耗性電極加算及び区分番号「J003」局所陰圧閉鎖処置(入院)の「1」100平方センチメートル未満の「注1」初回加算並びに「注2」持続洗浄加算を合算した点数を算定する。

- ア 区分番号「A301」 特定集中治療室管理料、
- 区分番号「A301-3」 脳卒中ケアユニット入院医療管理料、
- 区分番号「A301-4」 小児特定集中治療室管理料、
- 区分番号「A302」 新生児特定集中治療室管理料又は
- 区分番号「A303」 総合周産期特定集中治療室管理料

を算定することであって、次に掲げる患者に対して使用した場合に限り算定できる。その際、次に掲げる患者のいずれに該当するかを診療報酬明細書の摘要欄に詳細に記載すること。

- (イ) BMIが30以上の肥満症の患者
  - (ロ) 糖尿病患者のうち、ヘモグロビンA1c(HbA1c)がJDS値で6.6%以上(NGSP値で7.0%以上)の者
  - (ハ) ステロイド療法を受けている患者
  - (ニ) 慢性維持透析患者
  - (ホ) 免疫不全状態にある患者
  - (ヘ) 低栄養状態にある患者
  - (ト) 創傷治癒遅延をもたらす皮膚疾患又は皮膚の血流障害を有する患者
  - (チ) 手術の既往がある者に対して、同一部位に再手術を行う患者
- イ 以下に掲げる場合は、滲出液を持続的に除去し、切開創手術部位感染のリスクを低減させる目的のみで業事承認されている局所陰圧閉鎖処置用材料に係る費用はそれぞれの手術の所定点数に含まれる。
- (イ) CDC手術創クラスⅢ以上に相当する術後縫合創に対して使用した場合(「ア」以外の患者に対して使用した場合に限る。)
  - (ロ) CDC手術創クラスⅡ以下に相当する術後縫合創に対して使用した場合
- ウ 区分番号「K938」体外衝撃波消耗性電極加算の「注」に定める規定は適用しない。

診療報酬の算定方法の一部を改正する件(告示)

(令和2年厚生労働省告示第57号 令和2年3月5日)

第2章 第10部 第3節 手術医療機器等加算

K938 体外衝撃波消耗性電極加算 3,000点

注 区分番号K678及びK768に掲げる手術に当たって、消耗性電極を使用した場合に算定する。

第2章 第9部 第1節 処置料

J003 局所陰圧閉鎖処置(入院)(1日につき)

- 1 100平方センチメートル未満 1,040点
- 2 100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満 1,060点
- 3 200平方センチメートル以上 1,100点

注1 初回の貼付に限り、1にあっては1,690点を、2にあっては2,650点を、3にあっては3,300点を、初回加算として、それぞれ所定点数に加算する。

2 初回の貼付に限り、持続洗浄を併せて実施した場合は、持続洗浄加算として、500点を所定点数に加算する。

診療報酬の算定方法についての解説

① 「切開創手術部位感染のリスクを低減させる目的」のみで業事承認されている局所陰圧閉鎖処置用材料であることが必要です。  
PREVENA切開創管理システムは、条件に該当しています。

- ② 2022年3月31日までは、手術医療機器等加算の「準用技術料」として算定します。
  - 特定保険医療材料ではなく、**手術における技術料の加算(手術医療機器等加算)**になります。
  - **下記3つを合算して算定します。(合計 5,190点)**
  - 体外衝撃波消耗性電極を使用していなくても算定できます。

区分番号「K938」体外衝撃波消耗性電極加算(3,000点)  
区分番号「J003」局所陰圧閉鎖処置「注1」初回加算(1,690点)  
区分番号「J003」注2」持続洗浄加算(500点)

③ CDC手術創クラスⅢ以上に相当する術後縫合創に対して使用することが必要です。

④ 下記の入院管理料のいずれかを算定していることが必要です。

- 区分番号「A301」 特定集中治療室管理料
- 区分番号「A301-3」 脳卒中ケアユニット入院医療管理料
- 区分番号「A301-4」 小児特定集中治療室管理料
- 区分番号「A302」 新生児特定集中治療室管理料
- 区分番号「A303」 総合周産期特定集中治療室管理料

⑤ 上記③④を満たした上で、下記に該当するいずれかの患者に対して使用した場合に算定できます。

- (イ) BMIが30以上の肥満症の患者
- (ロ) 糖尿病患者のうち、ヘモグロビンA1c(HbA1c)がJDS値で6.6%以上(NGSP値で7.0%以上)の者
- (ハ) ステロイド療法を受けている患者
- (ニ) 慢性維持透析患者
- (ホ) 免疫不全状態にある患者
- (ヘ) 低栄養状態にある患者
- (ト) 創傷治癒遅延をもたらす皮膚疾患又は皮膚の血流障害を有する患者
- (チ) 手術の既往がある者に対して、同一部位に再手術を行う患者

⑥ ⑤については、いずれが該当するかについて、診療報酬明細書の摘要欄に詳細に記載してください。

⑦ 上記以外の患者に対して使用する場合の費用は、それぞれの手術の所定点数に含まれます。

⑧ PREVENA切開創管理システムの算定にあたって、消耗性電極の使用は条件ではありません。K938 体外衝撃波消耗性電極加算の「注 区分番号K678及びK768に掲げる手術に当たって、消耗性電極を使用した場合に算定する。」については、留意事項の(2)で「ウ 区分番号「K938」体外衝撃波消耗性電極加算の「注」に定める規定は適用しない。」となっています。

## PREVENA 切開創管理システム



販売名	PREVENA切開創管理システム
一般の名称	単回使用陰圧創傷治療システム
医療機器承認番号	30100BZX00020000

## (参考)添付文書より抜粋

## 【警告】

本品の使用に際しては、関連諸学会の協力のもと日本外科感染症学会が作成した「切開創 SSI に対する NPWT 機器の適正使用にかかる提言」に従い、使用すること。

(【使用目的又は効果に関連する使用上の注意】の項参照)

## 【使用目的又は効果】

手術部位感染 (Surgical Site Infection: SSI) によるリスクの高い患者の縫合創に対して閉鎖環境を維持し、管理された陰圧を付加し滲出液を除去することで、SSI リスクを軽減することを目的とする。

## 【使用目的又は効果に関連する使用上の注意】

本品の適応に関しては、関連諸学会の協力のもと日本外科感染症学会が作成した、「切開創 SSI に対する NPWT 機器の適正使用にかかる提言」を参照の上、推奨適応等に従うこと。